
資料編

1 高齢者の調査結果から見てくる実情

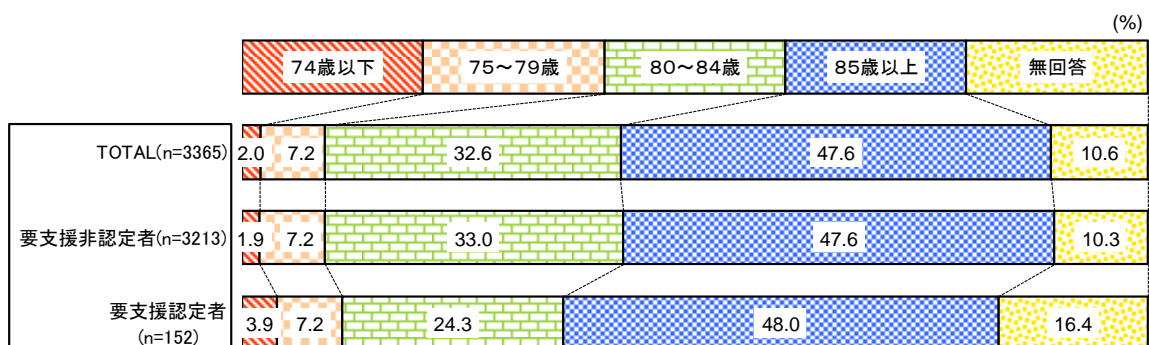
「第2章 足立区地域包括ケアシステム構築に向けて」(P.7)で紹介している高齢者の現状等を把握するために実施した、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(対象6,000人,有効回収3,389票)の詳細について掲載します。(3,389票中、「要介護認定者(要介護1~5)」24票を除く3,365票を分析)

●希望する健康寿命

問 あなたは、いくつまで健康(介護を受けない状態)に過ごしたいですか。

希望する健康寿命(介護を受けないで健康に過ごしたいと思う年齢)については、「85歳以上」が47.6%となっています。要支援認定者、要支援非認定者とも健康寿命の希望に大きな差は見られませんでした。

図表1 希望する健康寿命：要支援認定者/要支援非認定者別



●介護予防分布

下の図表は、回答の組み合わせから介護予防の必要性を集計した結果です。要支援非認定者でも約4人に1人は何らかの介護予防の取り組みが必要な状態です。また、「口腔」(21.0%)、足腰などの「運動器」(10.9%)に対する介護予防の必要性が高くなっています。

図表2 介護予防必要者区分(複数回答)：要支援認定者/要支援非認定者別

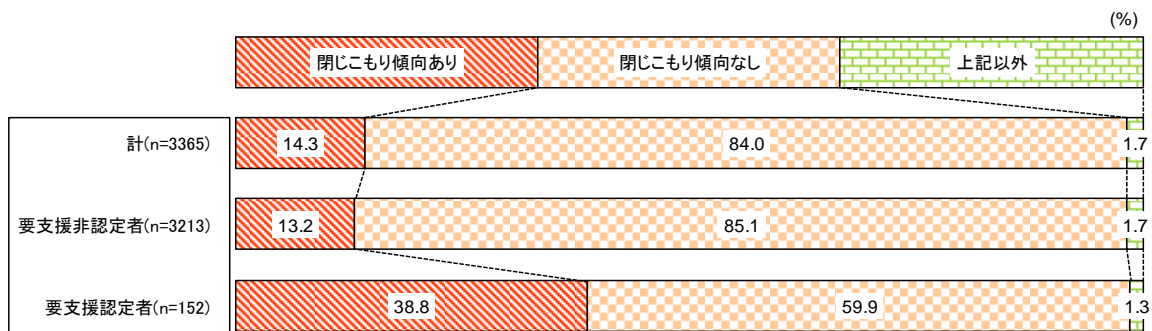
	全体	要支援非認定者	要支援認定者
n=	3365	3213	152
介護予防必要者計	28.9	26.8	73.0
運動器	13.0	10.9	57.2
栄養	0.7	0.5	4.6
口腔	22.2	21.0	47.4
全体(暮らしぶり含む)	6.2	4.9	34.9
介護予防必要者以外	71.1	73.2	27.0

●閉じこもり傾向

問 週に1回以上は外出していますか。(○は1つ)

「閉じこもり傾向あり」の人は、要支援非認定者が13.2%であるのに比べ、要支援認定者では38.8%と高くなっています。

図表3 閉じこもり傾向：要支援認定者/要支援非認定者別



●何かあった時の相談相手（家族・友人・知人以外）

問 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。(○はいくつでも)

何かあった時の相談相手については、「そのような人はいない」(41.2%)が最も高くなっています。相談相手のなかでは、「医師・歯科医師・看護師」(26.4%)が最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所」(14.2%)となっています。

「そのような人はいない」は要支援認定者では25.7%ですが、要支援非認定者では41.9%と高くなっています。

図表4 何かあった時の相談相手（家族・友人・知人以外）（複数回答）：
要支援認定者/要支援非認定者別

	全体	要支援非認定者	要支援認定者
n=	3365	3213	152
医師・歯科医師・看護師	26.4	26.4	26.3
地域包括支援センター・役所	14.2	13.5	28.9
自治会・町内会・老人クラブ	9.7	10.0	4.6
ケアマネジャー	4.9	3.5	34.9
社会福祉協議会・民生委員	3.8	3.9	3.3
その他	3.5	3.4	4.6
そのような人はいない	41.2	41.9	25.7
無回答	11.3	11.4	8.6

1 高齢者の調査結果から見える実情

●地域活動参加頻度

問 地域で以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。それぞれに回答してください。（それぞれ〇は1つ）

高齢者の地域活動の頻度をみると、「週4回以上」から「年に数回」まで、何らかの地域活動に参加している人の割合は、「趣味関係のグループ」（25.3%）が最も高く、次いで「収入のある仕事」（21.2%）、「町内会・自治会」（19.7%）、「スポーツ関係のグループやクラブ」（18.6%）となっています。また、「参加していない」は4割から5割程度となっています。

図表5 地域活動参加頻度

1 段目 回答数 2 段目 (%)

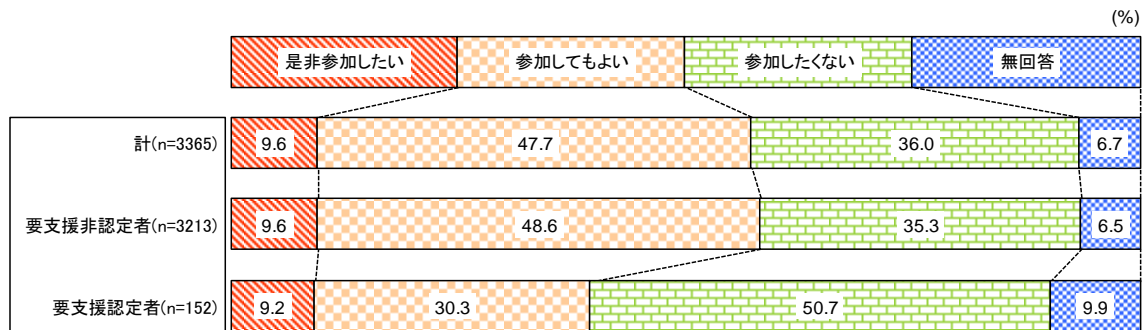
		n=	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加して いない	無回答
地域活動	ボランティアのグループ	3365 100	35 1.0	37 1.1	44 1.3	104 3.1	91 2.7	1,749 52.0	1,305 38.8
	スポーツ関係のグループ やクラブ	3365 100	116 3.4	190 5.6	131 3.9	132 3.9	62 1.8	1,560 46.4	1,174 34.9
	趣味関係のグループ	3365 100	73 2.2	166 4.9	153 4.5	329 9.8	132 3.9	1,434 42.6	1,078 32.0
	学習・教養サークル	3365 100	14 0.4	29 0.9	56 1.7	97 2.9	61 1.8	1,730 51.4	1,378 41.0
	老人クラブ	3365 100	23 0.7	26 0.8	18 0.5	70 2.1	68 2.0	1,811 53.8	1,349 40.1
	町内会・自治会	3365 100	32 1.0	39 1.2	48 1.4	198 5.9	343 10.2	1,498 44.5	1,207 35.9
	収入のある仕事	3365 100	446 13.3	155 4.6	30 0.9	42 1.2	42 1.2	1,441 42.8	1,209 35.9

●地域づくり活動への参加意向：参加者

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。（〇は1つ）

地域づくり活動については、「是非参加したい」（9.6%）、「参加してもよい」（47.7%）で、参加意向を有する人は57.3%となっています。なお、要支援認定者は「参加したくない」がほぼ半数で50.7%となっています。

図表6 地域活動参加頻度地域づくり活動への参加意向：参加者
要支援認定者/要支援非認定者別

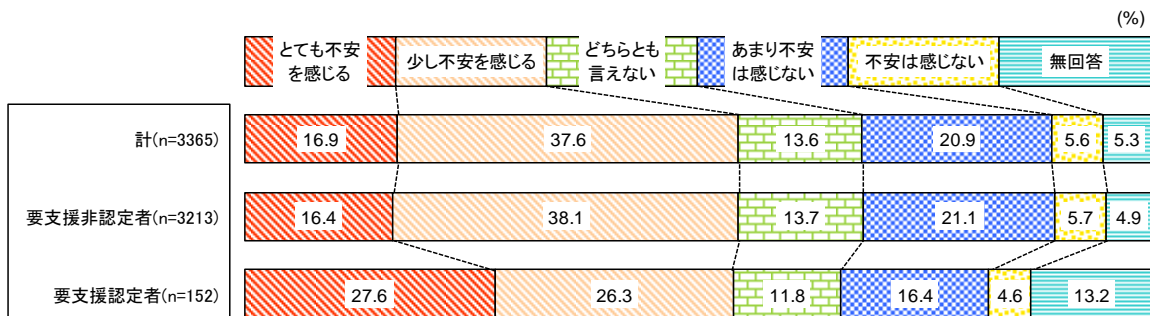


●今後の生活への不安

問 あなたは、今後の生活についてどのように感じていますか。（〇は1つ）

今後の生活については、「とても不安を感じる」（16.9%）、「少し不安を感じる」（37.6%）で、これらを合わせ54.5%と半数以上は不安を感じています。「とても不安を感じる」は、要支援認定者で27.6%と高くなっています。

図表7 今後の生活への不安：要支援認定者/要支援非認定者別



●不安を感じる内容

問 今後の生活について、「とても不安を感じる」または、「少し不安を感じる」と回答された方にお聞きします。不安を感じるのはどのようなことですか。（〇はいくつでも）

不安を感じる内容については、「自分や配偶者の健康のこと」（60.7%）、「自分や配偶者が、介護が必要な状態になること」（60.3%）が同程度となっており、次いで「生活費など収入のこと」（56.5%）が続いています。要支援認定者では、要支援非認定者に比べ、「頼れる人や面倒をみてくれる人のこと」（40.2%）、「相談相手や話し相手のこと」（17.1%）、「金銭管理や財産保全に関すること」（23.2%）などの不安が高くなっています。

図表8 不安を感じる内容（複数回答）【ベース：今後の生活に不安あり】

	全体	要支援非認定者	要支援認定者
n=	3365	3213	152
自分や配偶者の健康のこと	60.7	61.1	51.2 (%)
自分や配偶者が、介護が必要な状態になること	60.3	60.4	56.1
生活費など収入のこと	56.5	57.1	42.7
頼れる人や面倒をみてくれる人のこと	30.4	29.9	40.2
住まいのこと	15.6	15.6	15.9
相談相手や話し相手のこと	11.1	10.8	17.1
金銭管理や財産保全に関すること	10.4	9.8	23.2
その他	1.5	1.3	4.9
無回答	1.1	1.1	2.4

● 高齢者施策に関する区への要望

問 あなたは、足立区に対してどのような高齢者施策の充実をお望みですか。（〇はいくつでも）

高齢者施策に関する区への要望については、「ひとり暮らし高齢者に対する援助」（38.9%）が最も高く、次いで「在宅生活を続けるための支援」（36.6%）、「家族等の介護者に対する援助」（33.6%）となっています。要支援認定者と要支援非認定者別にみると、要支援認定者では、「ひとり暮らし高齢者に対する援助」（48.0%）が高くなっています。

図表9 高齢者施策に関する区への要望（複数回答）：要支援認定者/要支援非認定者別

	全体	要支援非認定者	要支援認定者
n=	3365	3213	152
ひとり暮らし高齢者に対する援助	38.9	38.4	48.0
在宅生活を続けるための支援	36.6	36.5	39.5
家族等の介護者に対する援助	33.6	34.1	21.7
介護保険サービスの充実	29.0	28.8	34.9
高齢者向け住宅の整備	24.8	24.8	25.0
健康づくり施策の充実	24.5	24.7	19.7
高齢者が気軽に集まることのできる場の提供	24.1	23.8	28.9
認知症予防施策の充実	19.9	19.9	19.7
福祉や生活にかかわる相談体制の整備	19.8	19.8	19.1
生涯学習・スポーツなどの生きがい施策の充実	19.2	19.6	11.2
介護保険施設等の新設	18.1	18.1	18.4
介護予防施策の充実	17.9	17.8	21.1
仕事の紹介等の施策の充実	14.7	15.0	7.2
介護保険外サービスの充実	12.3	12.1	16.4
ボランティア・地域活動等の社会活動の支援	10.7	10.9	6.6
高齢者虐待防止対策の充実	7.5	7.5	9.2
その他	2.3	2.1	4.6
無回答	19.4	19.5	19.1

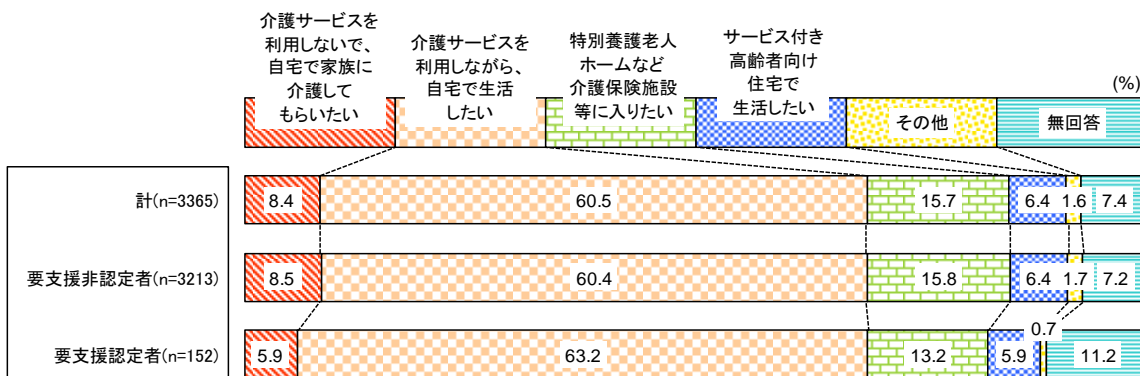
1 高齢者の調査結果から見える実情

●介護が必要になったとき、どのような介護を希望するか

問 あなたは、介護が必要になったとき、どのような介護を希望しますか。
(○は1つ)

「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が60.5%を占めています。一方、「特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたい」が15.7%、「サービス付き高齢者向け住宅で生活したい」が6.4%となっており、約2割の人が自宅以外の場を希望しています。

図表10 介護が必要になったとき、どのような介護を希望するか：
要支援認定者/要支援非認定者別



2 介護保険法改正と区の対応

「地域包括ケアシステム」という用語が初めて登場したのは、2003年（平成15年6月）に「高齢者介護研究会」が発表した「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～報告書」までさかのぼります。

これ以後、少子・高齢化の進展により引き起こされる諸問題の緩和・解決のため、介護保険法は2005年（平成17年）、2008年（平成20年）、2011年（平成23年）、2014年（平成26年）、2017年（平成29年）と逐次改正されてきました。その主な改正内容と区への対応は以下の通りです。

【 第1期～第4期 】

第1期 平成12年度 ～	平成12年4月 介護保険法施行	
第2期 平成15年度 ～		
第3期 平成18年度 ～	平成17年 改正【平成18年4月施行】	
	主な改正内容	区への対応
	①予防重視への転換 介護給付から、要支援者への給付を「予防給付」として区分け。介護予防のケアマネジメント主体として「地域包括支援センター」を創設して実施 ②地域密着型サービスの創設 高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービスの創設	地域包括支援センターを区内に25か所の設置。介護予防事業の開始（主な事業：民間事業者を活用した介護予防「らくらく教室（現：はじめてのらくらく教室）」等開始） 認知症高齢者グループホームや認知症デイサービス、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等の事業を実施
第4期 平成21年度 ～	平成20年改正【平成21年5月施行】	
	主な改正内容	区への対応
	介護サービス事業者の法令順守等業務管理体制の整備。 休止・廃止の事前届出制。 休止・廃止時のサービス確保の義務化など	

【 第5期～第7期 】

平成23年改正【平成24年4月施行】		
第5期 平成24年度 ～	主な改正内容	区の対応
	①医療と介護の連携の強化等 地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)」が追加	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」事業を実施。
	②介護人材の確保とサービスの質の向上。介護職員等による痰の吸引等の実施を可能	介護職員向けの研修の中で実施(介護職員等による痰の吸引等は実施なし)
	③高齢者の住まいの整備等 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	設置認可は都道府県。足立区のサ高住数は23区で最大。建設できる土地が都内では比較的安価に入手できるためと考えられる。
	④認知症対策の推進 市民後見人の育成及び活用を図ることが求められた	あだち区民後見人の養成及び活用を推進。平成30年12月までに37人養成し、延べ27件の後見等を受任
	⑤市町村(保険者)による主体的な取り組みの推進 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定が可能	地域密着型サービス選定委員会を設置し、事業者の選考を実施
平成26年改正【平成27年4月施行】		
第6期 平成27年度 ～	主な改正内容	区の対応
	①予防給付(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)を地域支援事業に移行(介護予防・日常生活支援総合事業)、サービスの多様化	総合事業の区独自のサービス単価を設定し、平成28年10月から実施。 サービスの多様化(要件を緩和したヘルパーの養成や住民主体の生活支援(ごみ出しや買い物サポート等)は、平成31年4月実施。
	②特別養護老人ホームを中重度(要介護3以上)の要介護者に重点化	入所対象を原則、要介護3以上とした
	③低所得者の保険料軽減を拡充	平成27年4月より実施
	④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産などを追加	平成27年8月より実施
	⑤認知症施策の推進	国の動きに先行して、地域包括支援センターに、平成21年度から認知症地域支援推進員((旧)認知症連携担当者)を配置し、平成29年4月から認知症初期集中支援事業を開始
平成29年改正【平成30年8月施行】		
第7期 平成30年度 ～	主な改正内容	区の対応
	①2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割へ引き上げ	平成30年8月より実施

3 足立区地域包括ケアシステム推進会議条例

平成 27 年 7 月 14 日条例第 47 号

足立区地域包括ケアシステム推進会議条例を公布する。

足立区地域包括ケアシステム推進会議条例

(設置)

第 1 条 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される体制をいう。

(所掌事項)

第 3 条 推進会議は、区長の諮問に応じ、地域包括ケアシステムに関する事項について調査、研究、協議し、答申する。

推進会議は、地域包括ケアシステムの構築の推進に関する総合的施策の実施に必要な事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第 4 条 推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員 50 名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

推進会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

推進会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

推進会議の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第 8 条 専門事項を調査するため、推進会議に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第 9 条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 10 条 推進会議の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4 足立区地域包括ケアシステム推進会議条例施行規則

平成 27 年 7 月 24 日規則第 64 号

改正

平成 30 年 8 月 17 日規則第 60 号

足立区地域包括ケアシステム推進会議条例施行規則を公布する。

足立区地域包括ケアシステム推進会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区地域包括ケアシステム推進会議条例（平成 27 年足立区条例第 47 号。以下「条例」という。）に基づき、足立区地域包括システム推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 条例第 4 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 6 名以内
- (2) 区内関係団体の構成員 38 名以内
- (3) 区職員 6 名以内

(職務代理)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定めるものとする。

(部会)

第 4 条 条例第 8 条に基づき部会を設置する場合は、会長が推進会議の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(会議録)

第 5 条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 60 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 8 月 17 日規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

5 足立区地域包括ケアシステム推進会議 委員名簿

敬称略、順不同

氏名	役職	所属等
諏訪 徹	会長	日本大学教授
太田 貞司	副会長	京都女子大学教授
酒井 雅男	副会長	弁護士
山中 崇	副会長	東京大学特任准教授
永田 久美子	副会長	認知症介護研究・研修東京センター研究部長
須藤 秀明	委員	足立区医師会前会長（平成30年5月3日まで）
高田 潤	委員	足立区医師会会長
太田 重久	委員	足立区医師会副会長
久松 正美	委員	足立区医師会理事
花田 豊寛	委員	足立区歯科医師会理事
鈴木 優	委員	足立区薬剤師会副会長
鈴木 康大	委員	足立区薬剤師会理事
小川 勉	委員	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長（訪問介護部会長）
鶴沢 隆	委員	足立区介護サービス事業者連絡協議会副会長（居宅介護支援部会長）
浅野 麻由美	委員	足立区介護サービス事業者連絡協議会副会長（訪問看護部会長）
武田 紘之	委員	足立区介護サービス事業者連絡協議会通所部会前部会長 （平成30年5月22日まで）
倉澤 知子	委員	足立区介護サービス事業者連絡協議会副会長（通所部会長）
伊藤 俊浩	委員	特別養護老人ホーム扇施設長
縄田 陽子	委員	介護老人保健施設ホスピア東和看護師長 （平成29年10月31日まで）
田島 多美子	委員	介護老人保健施設足立老人ケアセンター事務部長

※所属等名称は、発行日（平成31年3月）現在のものです。

敬称略、順不同

氏名	役職	所属等
茂木 繁	委員	東京都宅地建物取引業協会足立区支部副支部長
風祭 富夫	委員	全日本不動産協会東京都本部城東第一支部支部長
松井 敏史	委員	東京都認知症疾患医療センター長
大竹 吉男	委員	足立区ボランティア連合会会長
中島 毅	委員	足立区シルバー人材センター理事
村上 光夫	委員	足立区老人クラブ連合会会長
中村 輝夫	委員	足立区老人クラブ連合会ねんりん編集委員長
茂出木 直美	委員	足立区民生・児童委員協議会第五合同江新地区会長
足立 義夫	委員	足立区町会・自治会連合会常任理事（綾瀬町会自治会連合会会長）
儘田 政弘	委員	前足立区社会福祉協議会事務局長（平成28年度～平成29年度）
大高 秀明	委員	足立区社会福祉協議会常務理事
結城 宣博	委員	足立区社会福祉協議会基幹地域包括支援センター地域福祉課長
和泉 恭正	委員	前足立区地域のちから推進部長（平成29年度）
秋生 修一郎	委員	足立区地域のちから推進部長
川口 真澄	委員	前足立区福祉部長（平成29年度）
中村 明慶	委員	足立区福祉部長
今井 伸幸	委員	足立区衛生部長
服部 仁	委員	足立区都市建設部建築室長
須藤 純二	委員	足立区都市建設部交通対策課長

※所属等名称は、発行日（平成31年3月）現在のものです。

○ 足立区地域包括ケアシステム推進会議委員以外のワークショップ参加者

敬称略、順不同

氏名	所属等
花本 洋子	基幹地域包括支援センター地域福祉課地域支え合い推進員
下鳥 典子	足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだち
堀 崇樹	基幹地域包括支援センター地域福祉課地域支え合い推進員
平 めぐみ	基幹地域包括支援センター地域福祉課地域支え合い推進員
桑原 清美	足立区社会福祉協議会認定調査課
磯 知恵	地域包括支援センター千寿の郷
渡部 敦子	地域包括支援センターさの
堀越 美恵	地域包括支援センター鹿浜
田邊 裕幸	地域包括支援センター中央本町
西海持 陽子	地域包括支援センターはなはた

※所属等名称は、発行日（平成31年3月）現在のものです。

6 足立区地域包括ケアシステム推進会議審議経過

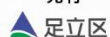
日付	審議事項等
平成 29 年度 第 2 回 2017（平成 29）年 8 月 31 日	○諮問 ○“足立区版”地域包括ケアシステムの基本的な方向性（案） の検討
平成 29 年度 第 3 回 2017（平成 29）年 11 月 30 日	○ワークショップの実施（第 1 回） テーマ「2025 年の理想の将来像について」
平成 29 年度 第 4 回 2018（平成 30）年 2 月 6 日	○ワークショップの実施（第 2 回） テーマ「2025 年に向けて各団体としてできる事」
平成 30 年度 第 1 回 2018（平成 30）年 5 月 23 日	○ワークショップの総括 ○「理想像」と「取り組み」のまとめ方について
平成 30 年度 第 2 回 2018（平成 30）年 8 月 28 日	○「理想像」と「取り組み」の記載内容について
平成 30 年度 第 3 回 2018（平成 30）年 11 月 16 日	○答申

つながりで 育む安心 笑顔の将来

足立区地域包括ケアシステム ビジョン

2019年3月発行

発行



編集

足立区 福祉部地域包括ケア計画担当課

東京都足立区中央本町1-17-1

Tel. 03-3880-5493 Fax. 03-3880-5614